

岩手県監査委員告示第37号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第32号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年11月7日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 県北広域振興局土木部

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成29年5月10日及び同月11日

(2) 本監査実施日 平成29年7月11日

3 監査結果の公表の日 平成29年9月5日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
海岸占用料及び河川占用料の徴収に当たり、相当期間経過してから調定しているものが22件、1,036,409円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	海岸占用料及び河川占用料の徴収に当たっては、複数職員により進捗状況の確認をするなど、組織的なチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。